

2012年10月19日

【臨時レポート】トルコの上限金利引き下げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

10月18日、トルコ中央銀行は政策金利の上限となる翌日物貸出金利を0.5%引き下げ、9.5%とすることを発表しました。同中央銀行は、9月に7ヵ月振りに上限金利を1.5%引き下げており、2ヵ月連続の上限金利の引き下げとなりました。上限金利を引き下げることで上限・下限金利差を縮小させました。また、主要政策金利である一週間物レポレートを現行の5.75%に、下限金利である翌日物借入金利を5%にそれぞれ据え置きといたしました。

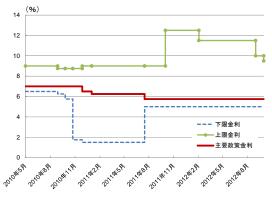
【今後の見通しについて】

今回の上限金利引き下げ決定は市場の事前予想通りであり、大きなサプライズはありませんでした。今回の上限金利引き下げの背景としては、世界経済の不透明感が続く中、4-6月期のGDP成長率が前年比+2.9%の伸び(1-3月期の+3.3%を更に下回る)にとどまるなど、同国経済が想定以上に悪影響を受けており、景気を下支えするべく今回の上限金利の引き下げに踏み切ったものと考えられます。また、金融緩和姿勢を継続することについても示唆しており、トルコ中央銀行が今後さらなる金利引き下げに動く可能性も否定できません。しかしながら、9月の消費者物価指数は、前年比+9.19%と高水準に推移しており、物価動向に配慮しつつ金融緩和政策を実施するという難しい舵取りを強いられる可能性が高いと思われます。

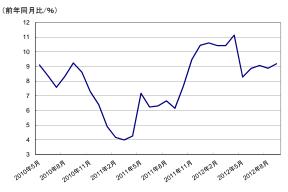
BNYメロン・グループでは、政府、中央銀行による景気浮揚策がどのような効果をもたらし、トルコ経済が今後も持続的成長を実現していくことができるのか、引き続き注視して参る所存です。

【ご参考】

トルコの政策金利の推移 (2010 年 5 月 20 日~2012 年 10 月 18 日)



トルコの消費者物価指数の推移 (2010 年 5 月~2012 年 9 月)



(出所)ブルムバーグ

- ●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
- ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



< 投資信託に係るリスクについて>

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象 国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託 の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

< と く 投資信託に係る重要な事項について >

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を 行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

< と く 投資信託に係る費用について >

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、 下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各 ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等 をご覧ください。

投資信託の取得時:申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時:換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時:信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号 [加入協会]社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料はBNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記

時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

- ●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
- ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。